

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
29年 6月 1日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地 氏 名 医療法人 豊田会 理事長 豊田 鐵郎 電話番号0566-21-2450	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人 豊田会 刈谷豊田総合病院 東分院
事業場の所在地	愛知県刈谷市野田新町1丁目101番地
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	250床
③従業員数	医師10名 看護師108名 その他109名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理作業廃棄物 医療行為により、排出される感染性廃棄物を専用容器に入れ、委託業者により 収集運搬 中間処理により焼却処理し 焼却灰を管理型の最終処分場にて埋め立てを行う。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物） 分院長 特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物以外の特管物） 事務長 産業廃棄物作業責任者 設備			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック
	排 出 量	170 t	42 t
	（これまでに実施した取り組み） ・感染性廃棄物の発生量は、医療行為に伴っての発生であり、発生の抑制は非常に難しい状況であるが、分別の徹底などで排出抑制に努めます。特に抑制のための有効対策はありません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック
	排 出 量	170 t	42 t
	（今後実施する予定の取組） ・院内に設置している医療材料審議議会を通じて、感染性廃棄物が増大しない材料の選定や各職場別の感染性廃棄物の排出量の分析及び増大の著しい職場には、削減の対策を要求して廃棄物の削減に取り組んでいます。 ・ISO14001活動の中で環境にやさしい物品、医療材料の選定を推進していきます。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・刈谷豊田総合病院のイントラネットを使って、17種類に分別した各職場の廃棄物の過去3年の排出量を表示して、職場毎で廃棄物削減の手段の検討・分別の徹底・啓蒙活動を行っています。		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃棄物分別要領書に基づいた各職場単位で学習を行います。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	無		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	無		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	無		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	無		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・ 自らの埋立処分は行っていません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現状と同様です。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック
	全処理委託量	170 t	42 t
	優良認定処理業者への処理委託量	170 t	42 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・ 発生した感染性廃棄物は、委託処理業者にて適正に処理される方法として電炉にて中間処理を行っています。（電炉による中間処理は鉄、スラグが5%、） ・ 委託先業者の処理状況を年1回現地確認しています。 ・ 分別の徹底を図り、感染性廃棄物の排出量を低減しています。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック
	全 処 理 委 託 量	170 t	42 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	170 t	42 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・現状通り継続する予定です。		
※事務処理欄			